

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年4月27日

青葉区青葉土木事務所  
副所長 石島 隆吏

1 契約の概要

河川護岸応急補修工事

2 履行(納品)場所

青葉区荏田町427番3地先

3 契約日

令和7年4月1日

4 履行日又は履行期間

契約日から令和8年3月31日

5 契約金額

34,023,000円

6 契約の相手方(名称及び所在)

名称 弘前建設有限会社 代表取締役 佐伯 英作

住所 青葉区鴨志田町95-10

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

準用河川布川において、護岸背面土の吸出しによる空洞化が確認されました。

空洞化に起因する背後地の陥没等による事故を未然に防止するため、護岸の応急補修工事を実施する必要がありました。

8 契約の相手方の選定理由

「災害時における緊急巡回及び応急措置等に関する横浜市と社団法人横浜建設業協会及び社団法人神奈川県建設業協会横浜支部との協定」に基づき、一般社団法人横浜建設業協会青葉区会会員の佐伯英作氏が所属する弘前建設有限会社を契約の相手方に選定しました。

9 所管課

青葉区青葉土木事務所